



# 週刊 税のしるべ

## 主な記事

各党の消費減税の姿勢は.....2面  
国外財産調書の提出が増加.....3面  
令和7年分所得税等・消費税  
確定申告のポイント.....4~8面

# 山門一体型ホテルの固定資産税訴訟 納税者が逆転敗訴

## 最高裁判決

大阪市内にある寺院の山門(寺院正面に設けられた門)と一体になったホテル等の入る商業ビルの土地について、奥にある寺院まで通り抜けができる参道とするために主に空洞になっている部分への固定資産税等の課税を巡り、同部分が非課税の宗教施設に該当するかが争われている訴訟で、最高裁第二小法廷(高須順一裁判長)は1月26日、土地全体への課税を違法とした高裁判決を破棄し、全体に課税した市側の主張を認める納税者逆転敗訴の判決を下した。

## 参道部分の土地は非課税の宗教施設に該当せず

参道部分を含む本件が、二審の大阪高裁は商業ビルの土地は宗教法人である納税者からの第三者に賃貸されている。本件商業ビルは令和元年に竣工。地下1階、地上17階建てで、1階から3階までの中央部は、奥にある寺院に通りの抜けができるように幅員21・76m、高さ約13mの空洞となっており、寺院に参拝するための唯一の参道となっている。

争点は、本件土地の参道部分が地方税法348条A固定資産税の非課税の範囲(2項3号)で非課税としており、「宗教法人が専らその本来の用に供する宗教法人法第3条に規定する境内建物及び境内地」に該当するか否か。判決で最高裁は、商業ビルのある土地は賃貸され、その全体が商

## 拠出限度額の引上げ 8年12月から実施

### イデコ 7年度税制改正の内容

令和7年度税制改正に盛り込まれていた個人型確定拠出年金(イデコ)の拠出限度額の引上げなどが8年12月(9年1月26日引き落とし分)から実施される。昨年12月24日に国民年金基金令等の一部を改正する政令が公布され、同内容の施行日が8年12月1日となったことを受けたもの。改正では、毎月のイデコの拠出限度額が自営業者などの国民年金の第1号被保険者で現在の6万8000円、企業年金を企業年金を実施

している場合は2万円(企業年金とあわせて5万5000円)が上限、6万2000円が上限、それぞれ引き上げられる。また、働き方にかかわらず、70歳になるまでイデコに加入できることとし、老後の資産を形成可能にする。現在、イデコの加入には加入被保険者が65歳未

る必要があり、イデコの加入可能年齢は、(ア)第1号被保険者が60歳未満、(イ)第2号被保険者が65歳未満、(ウ)専業主婦(または主夫)の第3号被保険者が60歳未満、(エ)60歳までに40年の納付済期間がないため老齢基礎年金を満額受給できない場合などで60歳以降も国民年金に任意加入している人など任意加入被保険者が65歳未

を狭める点において妥当性を欠くというべきである」と指摘。他方、高裁判決にも非課税とすべき固定資産税等の算定方法に問題があるのだからと、高裁判決が相当だとした。8年度地方税制改正留意事項等を公表。総務省はこのほど、令和8年度地方税制改正の留意事項等を各自治体に知らせる8年1月21日付の事務連絡「令和8年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項等」を公表している。

## Gビズポータル 来月にアルファ版をリリース

事業者・士業者・行政機関でファイル共有可

デジタル庁は1月19日、同庁ホームページに、事業者版のマイナポータルともいえる「Gビズポータル」のページを掲載した。Gビズポータルは、事業者が行政手続を行う際に、手続情報の取得や申請準備を円滑に行えるよう支援するポータルサイト。令和8年3月にアルファ版のリリースを予定している。

Gビズポータルでは、各省庁の行政手続や補助金情報の横断検索が可能で、GビズID(共通アカウント)を使って申請書類の準備や管理をワンストップで行えるようになる。また、電子ロッカー機能では、事業者、士業者、行政機関との間で、申請に必要な書類ファイルのオンラインでの共有が可能で、電子ロッカー上でチャットを使ったやり取りもできる。

読みたい記事がすぐに見つかる

## 税のしるべ電子版

https://shirube.zaikyo.or.jp  
税のしるべ電子版

電子版では、本紙に掲載されていない電子版独自の記事や速報ニュース、電子版限定の連載などが閲覧できます。

一般財団法人 大蔵財務協会 販売局  
〒130-8585 東京都墨田区東駒形1丁目14番1号  
TEL 03 (3829) 4141(代)  
FAX 03 (3829) 4001  
URL https://www.zaikyo.or.jp

一般財団法人 大蔵財務協会 ●信頼いただける財協の税務関係図書● 〒130-8585 東京都墨田区東駒形1丁目14番1号(財協ビル)

甲斐裕也 編 ▼A5判・1200頁・定価5830円(税込)

令和8年版 相続税法基本通達逐条解説  
相続税の一般的、基本的な解釈基準を定め、相続税実務理論の両面で重要な指針となる相続税法基本通達の全項目について、裁判例解説や設例計算例を交えながら逐条的に分かりやすく解説。前版(令和6年2月刊)以降の改正事項等を織り込み全面的に改訂。

高野弘美 著 ▼B5判・650頁・定価2310円(税込)

令和8年3月 所得税確定申告書記載例集  
様々な確定申告のケースに基づく具体的な記載例(88事例)を収録。今版は、令和7年に大幅改正された特定親族特別控除、配偶者(特別)控除、基礎控除、給与所得控除額を反映した設例及び解説を充実。「極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置」(措置法第41条の19)に係る設例を新規掲載。

秋山友宏 著 ▼B5判・310頁・定価2970円(税込)

三訂版 上場株式等に係る利子配当譲渡所得等の課税方式選択を踏まえた申告実務  
上場株式等の所得に係る課税方式の選択、源泉徴収選択口座の申告方法や税額控除制度の活用、所得税・住民税一体課税における保険料負担等を考慮した課税方式選択を踏まえ、申告実務に資する解説を行う実務書。今版では令和7年分の所得税から適用される「特定の基準所得金額の課税の特例」を織り込んで解説。

植松香一 著 ▼B5判・620頁・定価4070円(税込)

七訂版 会社の解散・清算の法人税務  
令和7年度改正を踏まえ、解散法人の決算書に基づき、清算中の事業年度に係る税務処理を申告書別表の記載例を交えて解説。解散法人の消費税・地方税の主な申告手続についても解説。グループ通算制度における通算法人の解散の取扱い、事業を廃止した場合のインボイス制度の手続も掲載。

石井敏彦・鬼塚太美・杉尾充茂・椿隆・吉本党 共編 ▼B5判・1520頁・定価2530円(税込)

令和8年3月 所得税確定申告の手引  
確定申告書の書き方、所得税の解説書の両面から利用可能な実務書。

松岡章夫・秋山友宏・山下章夫・笹原真司 共著 ▼A5判・530頁・定価2530円(税込)

令和7年12月改訂 所得税個人住民税ガイドブック  
所得税住民税事業税を所得区分や共通項目ごとにまとめて解説したハンドブック。

森高厚胤・清水一郎・柳谷憲司・大場智 共著 ▼A5判・570頁・定価2640円(税込)

令和7年11月改訂 法人税・法人事業税ガイドブック  
法人税・法人事業税に関する重要ポイントをコンパクトにまとめた必携書。

書店で品切れの際は直接当協会へお申し込み下さい  
TEL 03 (3829) 4141(代) FAX 03 (3829) 4001  
大蔵財務協会 オフィシャルサイト リニューアル!  
https://www.zaikyo.or.jp

# 各党の消費減税の姿勢を確認

## 衆院選インボイス廃止の主張も

消費税率が引き下げられる可能性が高まってきた。2月8日投開票の衆院選で主要政党が飲食料品にかかる消費税率の引下げ等を公約に掲げているためだ。与党の自民党、日本維新の会がそれぞれ飲食料品の消費税率を2年間ゼロとすることを打ち出しているほか、立憲民主党と公明党が合流して結成した中道改革連合も恒久的な食料品の消費税率ゼロを主張している。ただ、高市早苗首相が衆院解散を表明した1月19日の会見で時限的な飲食料品の消費税率ゼロに言及してからは、一時的に外国為替市場での円安と長期金利の上昇が進んだ。税収が失われることによる財政悪化への懸念も同時に高まっている。

主要政党の消費減税一ツ等に掲載されている情報をもとに作成し、各党のホームページにアップした。チームみらいを除く、すべての党が税率引下げや廃止を主張している。

自民党 日本維新の会	飲食料品は2年間に限り消費税の対象としないことについて、今後「国民会議」で財源やスケジュールのあり方など実現に向けた検討を加速。
中道改革連合	恒久的に食料品消費税ゼロ。インボイスは廃止。
国民民主党	消費税を一律5%に減税。インボイスは廃止。
れいわ新選組	廃止。インボイスも廃止。
日本共産党	廃止をめざし、ただちに5%に減税。インボイスは廃止。
参政党	廃止。インボイスも廃止。
日本保守党	食料品(酒類を含む)の消費税率を恒久的にゼロ%にする。
社会民主党	消費税率をゼロに引下げ。インボイスは廃止。
減税日本・ゆうこく連合	廃止一択。
チームみらい	消費税を下げることも、社会保険料を下げることを優先。

## 取引情報を各国間で提供

暗号資産等 整備法が1月1日から施行

暗号資産等を利用した脱税等のリスクが顕在化したことを受け、令和4年にOECDにおいて、各国の税務当局が自国の暗号資産交換業者等から報告される非居住者の暗号資産

が策定され、承認・公表された。これにより、暗号資産交換業者等が非居住者に係る暗号資産等取引情報を税務当局に報告し、各国の税務当局間で互いに提供することとなった。国内ではこの実施に必要な法整備が6年度で、CARFに基づく自動的情報交換の実施

を日本とコミットしているのは76カ国・地域となっている。CRS情報でカバーされていない暗号資産等取引情報を海外の税務当局と情報交換が可能となり、同庁は「CARFに基づく自動的情報交換」と、従来の「要請に基づく情報交換」を組み合わせて効

ている。税率引下げ期間には自民と維新のみ2年間に限定している。インボイスの廃止を訴える党も多い。このため、衆院選の結果、どの党が政権を担うことになっても、消費税率の引下げ等に向けた議論が行われることとなる見通しだ。消費税率引下げ等の具体的な時期などについては、1月26日に開

催された日本記者クラブ主催の公開討論会で、高市首相が税率引下げを仕入税額控除のできるゼロ税率とする考えとともに、社会保障と税の一体改革を議論する「国民会議」で結論がまとまれば、今年秋の臨時国会にも税制改正関連法案を提出したいとの意向を示した。とはいえ、シンクタンクの大和総研が作成した試算によると、年間減税額は、消費税の廃止だと3兆4000億円、消費税率5%への一律引下げで1兆3000億円、飲食料品(軽減税率の対象)の消費税率ゼロでも4兆8000億円に及ぶ。消費税率の引下げ等を実施すれば、これだけの財源が失われることになる。減収分をどう補うのかも引下げ等の議論の際には重要な論点となる。

## 税関確認結果のFAQ

現行制度から11月1日に移行  
品販売場制度は、令和8年11月1日からリファンド方式に移行する。これにより、免税店は、免税購入対象者(外国人旅行者向け消費税免税制度(輸出品

果的に調査を実施しているのは76カ国・地域となっている。CRS情報でカバーされていない暗号資産等取引情報を海外の税務当局と情報交換が可能となり、同庁は「CARFに基づく自動的情報交換」と、従来の「要請に基づく情報交換」を組み合わせて効

税)で免税対象物品を販売し、免税購入対象者が購入日から90日以内の出国時に税関の持ち出し記録情報と税関確認結果を保存することによって免税の適用を受け、当該確認後に消費税相当額を返金(リファンド)することになる。



高市早苗首相が通常国会の冒頭に衆院を解散した。1月中の解散は平成2年以來、36年ぶりとなる★1月解散が長い間、行われてこなかったことにはいくつかの理由が考えられる。予算や税制改正法の年度内成立が難しくなることに加えて、選挙期間が受験シーズンと重なること、雪の影響で投票所に行くのに困難が伴う地域があることなどが挙げられる。先日、日本海側を中心に大雪が降った。あれだけの雪の中、投票に行くのは相当、骨の折れることだろう。大雪は候補者の選挙活動にも支障をきたす★ただ、投票票日に予定があったり、天候が気がかりであったりするようであれば、期日前投票が利用できる。選挙は民主主義の根幹をなす制度だ。一人でも多くの人が投票という権利を行使してもらいたいと思う。

ほう、そうきたか。  
というアイデアで、  
地球の未来を包むこと。

「包装」と「パッケージ」の総合メーカー  
**福助工業株式会社**  
福助工業グループは、「環境にやさしい循環型社会実現のため、企業と社会の持続的発展に貢献する事業活動を推進する」という基本理念のもと、様々な活動に取り組んでいます。詳しくは弊社ホームページをご覧ください。

代表取締役社長 井川 正  
愛媛県四国中央市三島紙屋町六番四号  
電話 (0896) 24-1111

カミ商事グループ  
カミ商事株式会社

代表取締役社長 井川 博明  
愛媛県四国中央市三島宮川一丁目二番二七号  
電話 (0896) 代表 231-5400

愛媛製紙株式会社  
代表取締役社長 井川 和寛  
愛媛県四国中央市村松町三七〇番地  
電話 (0896) 24-1333

**日本興運株式会社**  
代表取締役社長 井川 正  
愛媛県四国中央市三島紙屋町六番四号  
電話 (0896) 代表 24-1111

# 提出件数、総財産額ともに過去最高

## 国外財産調書 円安と株価上昇で対象者増加

国税庁はこのほど、令和6年分の国外財産調書の提出状況を公表した。国外財産調書の提出件数は前年比9・8%増の1万45443件で、総財産額は同26・3%増の8兆1945億円といずれも年々増加し、過去最高だった。

提出状況は表の通り。同調書の提出義務がなかった人が多く対象者となったことが提出件数と総財産額が過去最高となった要因だ。

次に、局別の提出件数を見ると、東京局が9262件で全体の63・7%を占め、続いて大阪局が2094件、名古屋局が933件、その他が2255件となっている。局別の総財産額は、東京局が6兆6047億円、大阪局が7200億円、名古屋局が3005億円、その他が5694億円だった。

### 国外財産調書の提出状況

	令和5年分	令和6年分	前年対比(%)
総提出件数(件)	13,243	14,544	109.8
総財産額(億円)	64,897	81,945	126.2
有価証券	40,905	54,817	134.0
預貯金	8,479	8,817	103.9
建物	5,064	5,397	106.5
貸付金	1,835	2,618	142.6
土地	1,620	1,686	104.0
上記以外の財産	6,993	8,611	123.1

例措置が適用される。6事務年度の加重措置は、前年度より63件多い366件(提出がなかったもの254件、記載不備112件)に適用され、増減所得等金額は、同61・9%増の169億6500万円と増加した。

一方、同調書に記載された国外財産の所得税・相続税に係る申告漏れが生じた場合、同加重措置を5%軽減する軽減措置が適用される。6事務年度の軽減措置は、前年より53件多い221件に適用された。

加重措置・軽減措置を適用した事例は次の通り。  
【加重措置の適用事例(東京局管内)】  
個人Aについて、国外送金等調書により、海外金融機関口座から国内金融機関の口座へ多額の送金をしている事実を把握したため、詳細を説明すべく調査に着手した。

調査の結果、個人Aは、①海外に不動産を所有しており、売却等による収入があること、②当該収入に係る所得を申告していないことが判明した。

さらに、①の国外財産の総額が5000万円を超えているにもかかわらず、国外財産調書を提出していないため、個人Aに対し、過少申告加算税の加重措置を適用した。所得税(3年分)の申告漏れ所得金額は約6億円、加重措置適用ありの加算税を含む追徴税額は約1億円、国外財産調書記載漏れ財産は約6億円だった。加重した税額は約500万円となっている。

【軽減措置の適用事例(東京局管内)】  
個人Bについて、国外財産調書上、海外金融機関において預金口座がある旨の記載があったが、利子等の申告がされていないことが判明した。軽減した税額は約100万円となっている。

調査の結果、個人Bは、海外金融機関の預金口座から得た利子や円転換した際の為替差益が申告漏れとなっていたことから、追徴課税を行った。

一方で、提出済みの国外財産調書に記載のある国外財産に係る所得税の申告漏れであることから、個人Bに対して、過少申告加算税の軽減措置を適用した。

# GM課税 国際合意踏まえ見直しを閣議決定

## 米国に本社置く多国籍企業等を除外へ

政府は1月23日、グローバル・ミニマム課税(BEPS)包摂的枠組みのうち第2の柱)に係る国際合意を踏まえた措置を閣議決定した。1月5日にグローバル・ミニマム課税について米国に本社を置く多国籍企業などを適用外とする合意が成立したことを受けて、令和8年度税制改正で所要の措置を講じることが盛り込まれている。

閣議決定した文書では、国際課税システムは安定化等の観点から、グローバル・ミニマム課税と独自のミニマム課税制度を有する額およびその特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等に係るグループ国際最低課税額を零とする適用免除基準を設けるなど、除基を設けることとしている。本改正は、8年1月1日以後に開始する対象会計年度から適用する予定。

グローバル・ミニマム課税は、各国の法人税引下げ競争に歯止めをかけ、企業間の公平な競争環境を整備するため、多国籍企業に対して各国ごとに最低税率15%以上の課税を確保する仕組み。令和3年に約140カ国・地域が参加するOECD/G20「BEPS」包摂的枠組みで合意され、日本でも制度がすでに法制化されていた。

該会社の設立登記申請を受け付けた日となる。そのため、登記所が業務を行わない行政機関の休日、設立日の直前の開庁日の日付で受付がされる必要があるとしている。

④については、オンラインや郵送により申請を行う場合においても、当該申請が開庁時間内に到達し、指定登記日の直前の開庁日の日付で受付がされる必要があるとしている。

したがって、例えば、1月1日を設立日とする場合、法務局が休日となる12月29日の前日となる28日に申請を行うこととなる。

なお、法務省は1月28日に同特例に関するお知らせをホームページで公表しており、制度の概要や要件、申請書の記載例、留意事項等を掲載している。

### 「休日会社設立日」が可能に

#### きょう2日から関係省令施行

商業登記規則等の一部を改正する省令が1月16日に公布され、令和8年2月2日から施行される。改正省令では、設立の登記の申請年月日及び会社等成立の年月日について、当該特例の下、申請者が行

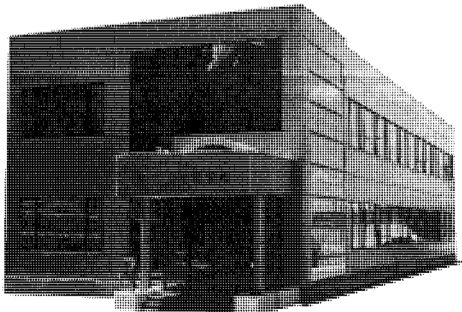
政機関の休日である特定の日の日をその登記の日とすることを求めることができる旨の規定を設けること、登記の年月日及び会社等成立の年月日について、当該特例の下、申請者が行

に記録することを可能とするための所要の整備がされた。これにより、1月1日などの休日、会社等の設立日を、会社等の設立日とすることが可能となる。

会社等は設立の登記をするに際しては、①設立の登記の日(指定登記日)を申請書に記載すること、②指定登記日が行政機関の休日であること、③指定登記日の直前の開庁日に申請をすることとなる。

なお、法務省は1月28日に同特例に関するお知らせをホームページで公表しており、制度の概要や要件、申請書の記載例、留意事項等を掲載している。

## 信頼と確かな技術の総合建設業!!



ISO9001 JQA-QM7681 認証登録  
ISO14001 JQA-EM6007 認証登録

# 株式会社 三村興業社

代表取締役 小笠原 國男

本社 青森県上北郡おいらせ町下明堂30番地10号 Tel.0178-52-5751  
八戸営業所 青森県八戸市大字市川町字稲荷岱43の2 Tel.0178-52-5131  
一級建築士事務所 青森県上北郡おいらせ町下明堂30番地10号 Tel.0178-52-5751

https://www.15mimura.co.jp

## 北国津軽が育んだ、手造りのお酒



### 豊盃醸造元 三浦酒造株式会社

〒036-8316 青森県弘前市石渡五丁目1-1  
TEL.0172-32-1577 FAX.0172-32-1581

●お酒は20歳になってから、おいしく適量を。●妊娠中や授乳期の飲酒は、控えましょう。

# 令和7年分所得税及び復興特別所得税の確定申告

## 確定申告のポイント

東京国税局 課税第一部  
個人課税課 課長補佐  
石田 幸子



年が明け、所得税及び復興特別所得税(以下「所得税等」といい「所得税等」といい

ます。)と個人事業者の申告の受付は、3月31日(火)までとなり、申告(還付申告)は、2月16日(Tax、特に利便性の

### 利便性の高いスマホ申告のご利用を

#### 確定申告の相談及び申告書の受付は2月16日から

なお、給与所得者が医療費控除、寄附金控除、住宅借入金等特別控除の適用を受ける場

e-Taxは税務署や金融機関の窓口に向くことなく、自宅

## I e-Tax等

等から申告・納税等の手続をインターネットで行える便利なシステムです。

e-Taxを利用することによるメリットは表1のとおりです。

マイナンバーカード等Dとパスワードの発行を受けて申告するID・パスワード方式は、

### (表1)【e-Tax等(スマホ申告)のメリット】

- 1 税務署に出向く必要なし！  
国税庁HP等で作成した申告書等は、e-Taxを利用して提出できます。
- 2 いつでも利用可能！  
24時間いつでもご利用できます(メンテナンス時間を除きます。)
- 3 見やすいスマホ専用画面！  
スマホやタブレット端末に最適化したデザインの画面を利用して、スマホやタブレット端末からも申告書(青色申告決算書及び収支内訳書を含みます。)の作成ができます。
- 4 マイナポータル連携で自動入力！  
事前準備の設定を行うことで、マイナポータル経由で給与所得の源泉徴収票やふるさと納税などの確定申告に必要な情報が自動入力されます。
- 5 前年データが利用可能！  
作成した申告書等のデータを保存しておけば、翌年の申告で利用できます。

読取対応のスマホとマイナンバーカードがあれば、いつでもどこでもe-Taxによる申告ができます。

なお、事前に税務署等で本人確認の上、IDとパスワードの発行を受けて申告するID・パスワード方式は、マイナンバーカードが普及するまでの暫定的な対応であり、令和7年10月1日から新規発行を停止しております(詳しくは、国税庁ホームページ(国税庁HP)をご覧ください。是非、マイナンバーカードを利用した申告手続をお願いします。また、手続の際にはマイナンバーカード及び電子証明書の有効期限を確認していただき、更新する必要がある場合には、確定申告

### ID・パスワード方式は新規発行を停止

国税庁HPの「確定申告書等作成コーナー」(作成コーナー)をご利用いただきますと、画面の案内に沿って収入(所得)の種類



※QRコードは開封ソールウェアの登録商標です。

## II 所得税等の主な注意点

1 医療費控除の提出書類  
医療費控除の適用を受ける際には、領収書の提出の代わりに、医療費控除の明細書(医療を受けた方の氏名、病院・薬局などの名称、支払った医療費の額等を記載したもの)の作成と添付が必要で

「医療費控除の明細書」は、作成コーナーを利用して作成することもできるほか、国税庁HPから様式をダウンロードすることもできます。

2 確定申告書等作成コーナー  
税務署では、納税者の皆様にご自身で申告書を作成していただくけるよう、税に関する様々な情報やサービスを提供して

医療費の領収書について、確定申告書への添付又は提出する際の提示は必要ありませんが、確定申告期限等から5年間保存し、税務署等から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。

3 マイナポータル連携  
マイナンバーカードを利用して、マイナポータル経由で、申告に必要な医療費、ふるさと納税などの寄附金、

確定申告書に添付することにより、明細書の記載を省略することができ、医療費の領収書の保存も不要となります。

また、マイナポータル連携で取得した「医療費通知情報」データについては、作成コーナーで自動入力できるほか、確定申告書をe-Taxにより提出する際に添付書類データとして送信することができます。

おって、医療費控除の計算に当たって、健康保険法の規定により支給を受ける高額療養費等の金額がある場合にはこれを控除する必要があります。

例年、確定申告において、ふるさと納税ワンストップ特例制度を申請した分のふるさと納税を寄附金控除に入らずに申告してしまう方がいますので注意

給与所得者等  
確定申告が不要な方がふるさと納税をする場合、ふるさと納税先の自治体に所定の申請を行うことにより、確定申告をすることなく寄附金控除が受けられる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」があります。

ただし、このふるさと納税ワンストップ特例制度を申請した後、医療費控除の適用などについて、国税庁HPの理由で確定申告を行う場合には、その申請がなかったものとみなされるため、確定申告を改めて寄附金控除の計算をする必要があります。

また、確定申告書をe-Taxにより提出する際に添付書類データとして送信することができます。

令和4年1月1日以後に提出期限が到来する所得税の確定申告書について、その計算した所得税の額の合計額が配当控除の額を超えている場合であっても、控除しきれなかった外国税額控除の額があるとき、控除しきれなかった源泉徴収税額があるとき又は控除しきれなかった予定納税額があったときは、確定申告書の提出を要しないこととされました(この場合における確定申告書の提出期間については、その年の翌年1月1日から5年間となります。)

確定申告義務の見直し  
令和4年1月1日以後に提出期限が到来する所得税の確定申告書に、一定の事項を記載した届出書を提出した上で、確定申告書及び青色申告決算書を提出する必要があります。

住宅借入金等特別控除  
住宅借入金等特別控除については、取得等した家屋の区分(認定長期優良住宅、認定低炭素住宅、ZEH水準

青色申告特別控除65万円の適用関係  
青色申告特別控除65万円の控除を受けるためには、①自宅等のパソコン又はスマホにより、e-Taxで確定申告書及び青色申告決算書のデータを確定申告期限までに送信する又は②その年中の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について優良な電子帳簿の要件を満たして電子データによる備付け及び保存を行う、確定申告期限までに、一定の事項を記載した届出書を提出した上で、確定申告書及び青色申告決算書を提出する必要があります。

確定申告義務の見直し  
令和4年1月1日以後に提出期限が到来する所得税の確定申告書に、一定の事項を記載した届出書を提出した上で、確定申告書及び青色申告決算書を提出する必要があります。

住宅借入金等特別控除  
住宅借入金等特別控除については、取得等した家屋の区分(認定長期優良住宅、認定低炭素住宅、ZEH水準

確定申告義務の見直し  
令和4年1月1日以後に提出期限が到来する所得税の確定申告書に、一定の事項を記載した届出書を提出した上で、確定申告書及び青色申告決算書を提出する必要があります。

住宅借入金等特別控除  
住宅借入金等特別控除については、取得等した家屋の区分(認定長期優良住宅、認定低炭素住宅、ZEH水準

確定申告義務の見直し  
令和4年1月1日以後に提出期限が到来する所得税の確定申告書に、一定の事項を記載した届出書を提出した上で、確定申告書及び青色申告決算書を提出する必要があります。

住宅借入金等特別控除  
住宅借入金等特別控除については、取得等した家屋の区分(認定長期優良住宅、認定低炭素住宅、ZEH水準

確定申告義務の見直し  
令和4年1月1日以後に提出期限が到来する所得税の確定申告書に、一定の事項を記載した届出書を提出した上で、確定申告書及び青色申告決算書を提出する必要があります。

住宅借入金等特別控除  
住宅借入金等特別控除については、取得等した家屋の区分(認定長期優良住宅、認定低炭素住宅、ZEH水準

確定申告義務の見直し  
令和4年1月1日以後に提出期限が到来する所得税の確定申告書に、一定の事項を記載した届出書を提出した上で、確定申告書及び青色申告決算書を提出する必要があります。

住宅借入金等特別控除  
住宅借入金等特別控除については、取得等した家屋の区分(認定長期優良住宅、認定低炭素住宅、ZEH水準

確定申告義務の見直し  
令和4年1月1日以後に提出期限が到来する所得税の確定申告書に、一定の事項を記載した届出書を提出した上で、確定申告書及び青色申告決算書を提出する必要があります。

住宅借入金等特別控除  
住宅借入金等特別控除については、取得等した家屋の区分(認定長期優良住宅、認定低炭素住宅、ZEH水準

確定申告義務の見直し  
令和4年1月1日以後に提出期限が到来する所得税の確定申告書に、一定の事項を記載した届出書を提出した上で、確定申告書及び青色申告決算書を提出する必要があります。

住宅借入金等特別控除  
住宅借入金等特別控除については、取得等した家屋の区分(認定長期優良住宅、認定低炭素住宅、ZEH水準

確定申告義務の見直し  
令和4年1月1日以後に提出期限が到来する所得税の確定申告書に、一定の事項を記載した届出書を提出した上で、確定申告書及び青色申告決算書を提出する必要があります。

住宅借入金等特別控除  
住宅借入金等特別控除については、取得等した家屋の区分(認定長期優良住宅、認定低炭素住宅、ZEH水準

確定申告義務の見直し  
令和4年1月1日以後に提出期限が到来する所得税の確定申告書に、一定の事項を記載した届出書を提出した上で、確定申告書及び青色申告決算書を提出する必要があります。

住宅借入金等特別控除  
住宅借入金等特別控除については、取得等した家屋の区分(認定長期優良住宅、認定低炭素住宅、ZEH水準

確定申告義務の見直し  
令和4年1月1日以後に提出期限が到来する所得税の確定申告書に、一定の事項を記載した届出書を提出した上で、確定申告書及び青色申告決算書を提出する必要があります。

住宅借入金等特別控除  
住宅借入金等特別控除については、取得等した家屋の区分(認定長期優良住宅、認定低炭素住宅、ZEH水準

確定申告義務の見直し  
令和4年1月1日以後に提出期限が到来する所得税の確定申告書に、一定の事項を記載した届出書を提出した上で、確定申告書及び青色申告決算書を提出する必要があります。

住宅借入金等特別控除  
住宅借入金等特別控除については、取得等した家屋の区分(認定長期優良住宅、認定低炭素住宅、ZEH水準

確定申告義務の見直し  
令和4年1月1日以後に提出期限が到来する所得税の確定申告書に、一定の事項を記載した届出書を提出した上で、確定申告書及び青色申告決算書を提出する必要があります。

住宅借入金等特別控除  
住宅借入金等特別控除については、取得等した家屋の区分(認定長期優良住宅、認定低炭素住宅、ZEH水準

確定申告義務の見直し  
令和4年1月1日以後に提出期限が到来する所得税の確定申告書に、一定の事項を記載した届出書を提出した上で、確定申告書及び青色申告決算書を提出する必要があります。

住宅借入金等特別控除  
住宅借入金等特別控除については、取得等した家屋の区分(認定長期優良住宅、認定低炭素住宅、ZEH水準

確定申告義務の見直し  
令和4年1月1日以後に提出期限が到来する所得税の確定申告書に、一定の事項を記載した届出書を提出した上で、確定申告書及び青色申告決算書を提出する必要があります。

住宅借入金等特別控除  
住宅借入金等特別控除については、取得等した家屋の区分(認定長期優良住宅、認定低炭素住宅、ZEH水準

パソコン等から  
**作成コーナー**  
www.nta.go.jp  
作成コーナー 検索



### 青色申告特別控除65万円の適用関係

住宅借入金等特別控除については、取得等した家屋の区分(認定長期優良住宅、認定低炭素住宅、ZEH水準

省エネ住宅、省エネ基準適合住宅、買取再販住宅、中古住宅など）や床面積によって適用要件、控除限度額、控除期間及び提出書類が異なります。

詳細については、国税庁HPでご確認ください。

6 税制改正への対応について

令和7年度の主な改正は、次の3つです。所得の計算や各種控除の適用などに当たっては、国税庁HPをご確認ください。適用誤りなどがないよう、ご留意ください。

① 基礎控除・合計所得金額に応じて、最

高95万円の基礎控除額が適用されます。

② 給与所得控除・55万円の最低保障額が65万円に引き上げられました。

③ 特定親族特別控除・居住者が特定親族（居住者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の一定の親族等で合計所得金額が58万円超123万円以下の人をいいます。）を有する場合に

## 基礎控除や給与所得控除などで変更点

は、その特定親族1人で最高63万円が控除される場合、その特定親族の合計所得金額に応じた譲渡所得がある場合には、譲渡所得の内訳書、株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書を作成して提出する必要があります。

▽記載漏れや計算誤りにご注意ください

申告書を提出する前に、表2の事項について再度確認してください。

2 郵送等による提出も可能

毎年、申告期限間際に多数の申告書が提出され、税務署の窓口等は大変混雑します。ご自宅等で国税庁HPの「作成コーナー」等を利用して作成した申告書は、税務署の窓口等に提出していただくことも可能です。

3 期限内の申告を確定申告する義務のある方が期限内に申告しなかった場合には、加算税や延滞税がかかる場合がありますので、ご注意ください。

## III 申告書の提出

### 提出前は再確認を

1 提出前のチェック事項

▽添付書類等をお忘れなく

事業所得のある方や不動産所得のある方は、申告書と併せて青色申告決算書又は収支内訳書を作成の上、提出してください。

なお、医療費控除の適用を受けるために必要な医療費控除の明細書、各種所得控除の適用を受けるために必要な領収書や証明書等のデータが申告書に添付されているか確認してください。

また、土地・建物、

## IV 確定申告の相談

1 税務署での相談

税務署では確定申告期に、税務署庁舎内外に、確定申告会場を開設しています。確定申告会場の開設期間は2月16日(月)から3月16日(月)までです。ご来場される場合は、事前予約の上で、表3のものをお持ちいただくようお願いいたします。

確定申告会場では、原則として、ご自身のスマホとマイナンバーカードを利用し、できる限りご自身でe-Tax(申告書の作成)を行っていただいております。

土曜、日曜及び祝日等は、税務署の閉庁日となっておりますので、相談及び申告書の受付は行っていませんが、税務署の時間外受付箱へ投函(提出)することができます。

なお、一部の税務署では、3月1日(日)に限り、確定申告の相談及び申告書の受付を行います。詳しくは、国税庁HP又は、各種広報誌等でご確認ください。

また、令和8年分確定申告(令和9年2月16日から3月15日まで)から、確定申告会場における休日の相談対応を実施しない予定としております。今後については、国税庁HP、チャットボットや電話相談など、ご自宅からより便利に申告いただける方法の拡充を進めてまいります。

おって、一部の休日において確定申告に関する電話相談を実施する予定です。

2 その他の相談

▽税理士による無料申告相談

税理士のサポートにより申告書を作成して提出することができ、相談対象者や開催

日程、会場等は国税庁HP、各種広報誌及びポスター等でご確認ください。

なお、無料申告相談会場では、ご自宅等で作成された申告書の提出は受け付けておりませんのでご注意ください。

申告書の提出(預かり)や住民税の申告と併せて所得税等の確定申告の相談を行っている市区町村もありますので、市区町村の広報誌等でご確認ください。

▽ご自宅からの相談

所得税の確定申告に関するご相談は、国税庁HPの「税務相談チャットボット」(税務職員「ふたば」)をご利用ください。質問を自由に文字で入力いただくと、AI(人工知能)が自動回答します。土日、夜間でもご利用いただけます。

なお、令和7年分の確定申告期においてはAI(ボイスボット)を活用した時間外の電話相談対応を実施予定です。

おって、国税庁HPには、よくある税の質問に対する一般的な回答を「タックスアンサー」として掲載しておりますので、ご利用ください。

国税は、申告した税額等に基づき、ご自身で納付の期限(納期)までに納付していただく必要があります。申告書の提出後に税務署から納付書の送付や納税通知等のお知らせはありませぬ。納税が遅れますと延滞税がかかります。ご注意ください。

このほか、「ダイレクト納付」や「インターネットバンキング等での納付」、「スマホアプリ納付(e-Tax)で申告後、納付税額が30万円以下の場合に利用可能」、「クレジットカード納付」などといったキャッシュレス納付手続もありませんので、ご自身で納付方法を選択の上、ご利用ください。また、個人事業者の方は、従業員等の源泉所得税についても、便利なキャッシュレス納付をご検討

## (表3)【お持ちいただく主なもの】

- 1 スマホ(お持ちの方)
  - 2 マイナンバーカード※
  - 3 税務署から送付されたお知らせはがき等
  - 4 前年分の申告書・青色申告決算書等の控え
  - 5 源泉徴収票、医療費控除等の適用を受ける際に必要な明細書や証明書
  - 6 申告される方の本人確認書類(マイナンバーカード等)、扶養親族がいる場合は扶養親族のマイナンバーが分かるもの
- ※ 確定申告会場では、原則として、マイナンバーカードを利用したスマホ申告を行っておりますので、マイナンバーカードの2種類のパスワードを確認の上、ご来場ください。
- ※ マイナンバーカードの電子証明書の失効や有効期限切れにご注意ください。

確定申告会場では、原則として、ご自身のスマホとマイナンバーカードを利用し、できる限りご自身でe-Tax(申告書の作成)を行っていただいております。

土曜、日曜及び祝日等は、税務署の閉庁日となっておりますので、相談及び申告書の受付は行っていませんが、税務署の時間外受付箱へ投函(提出)することができます。

なお、一部の税務署では、3月1日(日)に限り、確定申告の相談及び申告書の受付を行います。詳しくは、国税庁HP又は、各種広報誌等でご確認ください。

また、令和8年分確定申告(令和9年2月16日から3月15日まで)から、確定申告会場における休日の相談対応を実施しない予定としております。今後については、国税庁HP、チャットボットや電話相談など、ご自宅からより便利に申告いただける方法の拡充を進めてまいります。

おって、一部の休日において確定申告に関する電話相談を実施する予定です。

2 その他の相談

▽税理士による無料申告相談

税理士のサポートにより申告書を作成して提出することができ、相談対象者や開催

日程、会場等は国税庁HP、各種広報誌及びポスター等でご確認ください。

なお、無料申告相談会場では、ご自宅等で作成された申告書の提出は受け付けておりませんのでご注意ください。

申告書の提出(預かり)や住民税の申告と併せて所得税等の確定申告の相談を行っている市区町村もありますので、市区町村の広報誌等でご確認ください。

▽ご自宅からの相談

所得税の確定申告に関するご相談は、国税庁HPの「税務相談チャットボット」(税務職員「ふたば」)をご利用ください。質問を自由に文字で入力いただくと、AI(人工知能)が自動回答します。土日、夜間でもご利用いただけます。

なお、令和7年分の確定申告期においてはAI(ボイスボット)を活用した時間外の電話相談対応を実施予定です。

おって、国税庁HPには、よくある税の質問に対する一般的な回答を「タックスアンサー」として掲載しておりますので、ご利用ください。

## (表4)【令和7年分の国税の納期限及び振替日】

	納期限	振替日 (振替納税をご利用の場合)
所得税等	3月16日(月)	4月23日(木)
消費税等	3月31日(火)	4月30日(木)

※ 税務職員を装った「不審な電話」・「振替」の電話を受ける旨を、国税の納付を求め、差押えの執行を予告する旨のショートメッセージやメールも送信してまいります。

また、還付金の受取のためにATMの操作を求めたり、納税のために金融機関の口座を指定して、振込みを求めたりすることはありません。ご不審な点があるときは即答を避け、最寄りの税務署までお問い合わせください。

## V 税金の納付

国税は、申告した税額等に基づき、ご自身で納付の期限(納期)までに納付していただく必要があります。申告書の提出後に税務署から納付書の送付や納税通知等のお知らせはありませぬ。納税が遅れますと延滞税がかかります。ご注意ください。

このほか、「ダイレクト納付」や「インターネットバンキング等での納付」、「スマホアプリ納付(e-Tax)で申告後、納付税額が30万円以下の場合に利用可能」、「クレジットカード納付」などといったキャッシュレス納付手続もありませんので、ご自身で納付方法を選択の上、ご利用ください。また、個人事業者の方は、従業員等の源泉所得税についても、便利なキャッシュレス納付をご検討

り込め詐欺、国税庁をかたる「不審なショートメッセージやメール」にご注意ください。

なお、令和7年分の国税の納期限及び振替日は表4のとおりです。

※ 税務職員を装った「不審な電話」・「振替」の電話を受ける旨を、国税の納付を求め、差押えの執行を予告する旨のショートメッセージやメールも送信してまいります。

また、還付金の受取のためにATMの操作を求めたり、納税のために金融機関の口座を指定して、振込みを求めたりすることはありません。ご不審な点があるときは即答を避け、最寄りの税務署までお問い合わせください。

## (表2)【記載漏れに注意すべき事項】

- 1 郵便番号、住所、氏名(フリガナ)、マイナンバー、電話番号、1月1日の住所
- 2 生年月日欄の元号に対応する数字(明治=1、大正=2、昭和=3、平成=4、令和=5)
- 3 配偶者控除、扶養控除など(氏名、生年月日、マイナンバー、控除額及び控除合計額)
- 4 復興特別所得税額
- 5 還付金の受取場所(振込先)(申告される方の名義のものに限ります。)
- 6 給与などの支払者の氏名・名称

## 【計算誤り等に注意すべき事項】

- 1 給与所得の金額
- 2 公的年金等に係る雑所得の金額
- 3 基礎控除及び扶養控除(令和7年度税制改正により控除額が改正されました。詳しくは、国税庁HPをご覧ください。)
- 4 税額の計算、端数処理(税金が納付となる場合は100円未満の端数は切り捨て)
- 5 納める税金又は還付される税金の金額の計算及び記載箇所の誤り
- 6 公金受取口座への還付金の振込希望時におけるマイナポータル(公金受取口座登録)の登録漏れ

# 令和7年分消費税の確定申告のポイント



令和7年分の消費税及び地方消費税の確定申告の時期となりました。個人事業者の令和7年分(令和7年1月1日～12月31日)の課税期間分のことをいいます。以下同じです。)

税理士 森田 修

## I 確定申告が必要な方

次の①～④のいずれかに該当する個人事業者は、令和7年分の課税売上高が1000万円以下となる場合であっても、令和7年分の消費税及び地方消費税の確定申告が必要となります。

- ① インボイス発行事業者の登録をされている方
- ② 基準期間(令和5年分)の課税売上高が1000万円を超える方
- ③ 基準期間(令和5年分)の課税売上高が1000万円以下で、「消費税課税事業者選択届出書」を提出している方
- ④ ②及び③に該当しない場合で、特定期間(令和6年1月1日から6月30日までの期間)の課税売上高が1000万円を超える方

※ 「インボイス発行事業者」とは、「適格請求書発行事業者の登録申請書」を所轄税務署長に提出し、登録を受けた方をいいます。インボイス発行事業者の登録を受けた方は、基準期間の課税売上高が1000万円以下であっても、消費税の申告が必要です。

※ 「個人事業者」とは、自己の

計算において独立して事業を行う個人をいいます。事業所得が生じる個人のほか、農林・漁業者、不動産業者、医師、弁護士、公認会計士等、学習塾、習い事の教室の経営者及び原稿料、講演料を得る方等、広く該当することになります。

※ 「基準期間」とは、課税事業者となるか免税事業者となるか、また、簡易課税制度を適用できるかどうかの判断をするための基準となる期間です。個人事業者の基準期間は、その年の前々年をいいますから、令和7年分の基準期間は令和5年分(令和5年1月1日～12月31日)となります。

※ 「課税売上高」とは、課税対象取引の税抜きの売上高と免税対象取引の売上高の合計額で、返品、引きや割戻し等がある場合には、これらの金額を控除した後の残額となります。

※ 「特定期間」とは、個人事業者の場合には前年の1月1日から6月30日までの期間をいいます。令和7年分の特定期間は令和6年1月1日から6月30日までの期間となります。なお、この「特定期間」における1000万円の判定は、課税売上高に代えて給与等の支払額の合計額によることもできます(非居住者である個人事業者を除きます)。

000万円以下で、令和6年12月末までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出していない方、又は上記①又は④に該当しない方は免税事業者となります。そのため、確定申告をすることができません。そのため、令和7年中に設備投資を行い、確定申告をすれば還付税額が発生するような場合でも、還付を受けることができません。

## II 申告・納付の期限

令和7年分の消費税及び地方消費税の確定申告と納付の期限は、令和8年3月31日(火)です。また、振替納税の場合は、令和8年4月30日(水)が振替日です。

## III 申告書の種類等

- 一般申告をする事業者(簡易課税制度を選択していない方)の確定申告書類
- 申告書第一表「消費税及び地方消費税の確定申告書」(令和5年10月1日以後終了課税期間分(一般用)及び申告書第二表「課税標準額等の内訳書」を使用して申告し、次の①～⑤の書類を併せて提出します。③の書類は、設備投資をしたこと等により還付申告をする者由申告書の控除不足還付税額⑤欄に金額の記載(ある方)が提出します。)
- 付表1～3 税率別消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表
- 付表2～3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

また、旧税率(3%、4%又は6.3%)が適用された取引がある場合は、地方消費税額の計算方法が異なるため、①と②の付表に代えて、次の④～⑦の付表(経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用)を使用して計算します。

- ④ 付表1-1 税率別消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表
- ⑤ 付表1-2 税率別消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表
- ⑥ 付表2-1 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表
- ⑦ 付表2-2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

事業者の確定申告書類  
申告書第一表「消費税及び地方消費税の確定申告書」(令和5年10月1日以後終了課税期間分(簡易課税用)及び申告書第二表「課税標準額等の内訳書」を使用して申告し、次の①と②の書類を併せて提出します)

- ① 付表1-3 税率別消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表
- ② 付表5-1 控除対象仕入税額等の計算表
- ③ 付表5-2 控除対象仕入税額等の計算表
- ④ 付表4-1 税率別消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表
- ⑤ 付表4-2 税率別消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表
- ⑥ 付表5-1 控除対象仕入税額等の計算表
- ⑦ 付表5-2 控除対象仕入税額等の計算表

※ 基準期間(令和5年分)の課税売上高が5000万円以下の場合

## IV 申告書作成手順の概要

- 税率の異なることでの課税取引金額計算表等の作成
- 消費税確定申告書の作成に当たっては、消費税額等を税率の異なることと区分して計算する必要があります。
- 課税売上高及び課税仕入れ等を集計する必要があります。

このため、課税期間内の課税取引を税率ごとに区分できるよう、以下の①～③の様式を用いて整理しておくことが便利です。(様式は国税庁HPの「申告書用紙」・「確定申告等情報」・「消費税及び地方消費税の申告書」添付書類等)中の「各種計算表の様式(個人事業者用)」に掲載されていますが、これらの書類は税務署に提出する必要はありません。

- ① 課税取引金額計算表(事業所得用・不動産所得用・農業所得用)
- ② 課税売上高計算表
- ③ 課税仕入れ高計算表

※ 軽減税率対象取引がある場合は、確定申告に当たって、区分経理をした帳簿(軽減税率8%と標準税率10%を区分して記帳した帳簿)が必要になり、区分経理された帳簿を基にして前記①～③の計算表を作成します。

## VI 一般課税の方の仕入税額控除の要件

消費税の納付税額は、売上げに係る消費税額から仕入れに係る消費税額を差し引いた金額です。したがって、一般課税での税額計算の場合、仕入税額控除の要件を満たす必要があります。

- 「仕入税額控除の一定割合」  
令和5年10月1日から令和7年9月30日までの間に行った課税仕入れについては、区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等を保存し、帳簿にこの経過措置(80%・50%控除の特例)を受ける課税仕入れがある旨の規定の適用を受ける旨が記載されている場合には、「仕入税額相当額の一定割合」を控除することができます(経過措置が設けられています)。
- 「仕入税額相当額の一定割合」  
令和5年10月1日から令和8年9月30日まで：仕入税額相当額の80%  
令和8年10月1日から令和11年9月30日まで：仕入税額相当額の50%

※ 仕入税額について「積上げ計算」を適用している場合、経過措置(80%・50%控除)の適用を受ける課税仕入れに係る仕入税額については、「積上げ計算」により計算する必要があります。

※ 一の免税事業者等から行うこと

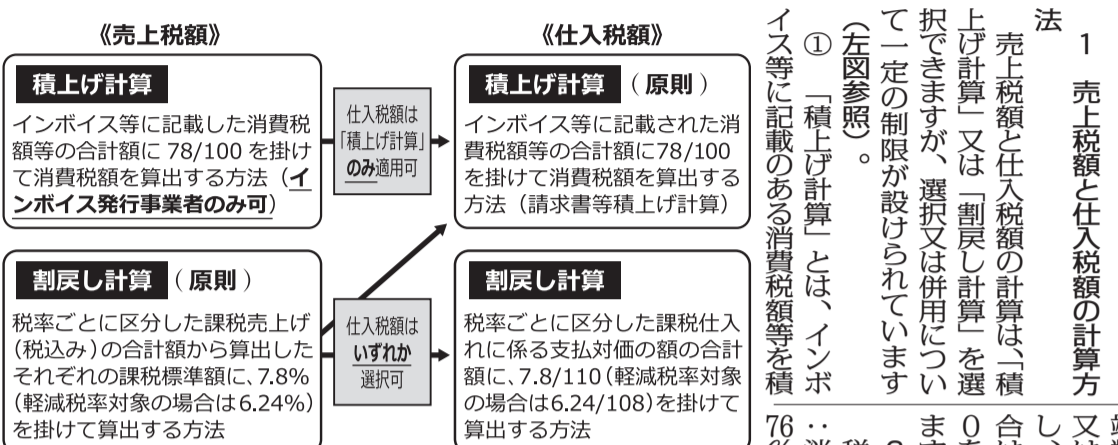
例えば、商品の配達に使用していた車両を売却した場合(新たに車両を購入するために下取りしてもらった場合も含む)の収入(下取りの場合には下取価格)は課税売上上げとなり、この場合の課税売上上げとなる金額は、売却代金から取得費と譲渡費用を差し引いた残額ではなく、売却代金の全額になります。

※ 「個人事業者」とは、自己の

購入代金の全額がその年分の課税仕入れとなります(所得税ではその年分の減価償却費だけが必要経費となります)。

※ 「個人事業者」とは、自己の

## V 税額の計算手順の概要



### (手順1) 課税標準額の計算

それぞれ次の算式により計算した金額が消費税額となります(A)。

【割戻し計算】(原則)	課税売上高(税込み) × (100/108 又は 100/110)
【積上げ計算】	課税売上高(税込み) - インボイス等に記載した消費税額等の合計額

### (手順2) 売上げに係る消費税額の計算

それぞれ次の算式により計算した金額が消費税額となります(A)。

【割戻し計算】(原則)	課税標準額 × (6.24% 又は 7.8%)
【積上げ計算】	インボイス等に記載した消費税額等の合計額 × 78/100

### (手順3) 仕入れに係る消費税額の計算

それぞれ次の算式により計算した金額が消費税額となります(B)。

【積上げ計算】(原則)	インボイス等又は帳簿に記載した消費税額等の合計額 × 78/100
【割戻し計算】	課税仕入れ高の合計(税込み) × (6.24/108 又は 7.8/110)

### (手順4) 納付すべき消費税額の計算

$$\text{納付すべき消費税額 C} = (\text{売上げに係る消費税額 A}) - (\text{仕入れに係る消費税額 B})$$

### (手順5) 納付すべき地方消費税額の計算

$$\text{納付すべき地方消費税額 D} = \text{納付すべき消費税額 C} \times 22/78$$

### (手順6) 納付すべき消費税額等の合計額

$$\text{納付すべき消費税額等の合計額} = \text{納付すべき消費税額 C} + \text{納付すべき地方消費税額 D}$$

※ 詳しい計算手順は、前記「III 申告書の種類等」に記載の書類(各付表を含む)の各欄の計算式や転記の指示に従って計算していくことになります。

### Ⅶ 簡易課税制度における課税売上げの事業区分

簡易課税制度が適用される事業者は、課税売上げについて、左表の事業の種類ごとに区分(事業区分)しなければなりません。

個人事業者の課税売上げに係る事業区分についての一般的な取扱いを以下に掲げていますので、それぞれの例を参考としてください。

事業の内容	事業区分	みなし仕入率
卸売業	第1種	90%
小売業等	第2種	80%
製造業等	第3種	70%
その他事業	第4種	60%
サービス業等	第5種	50%
不動産業	第6種	40%

▼ 事業区分の判定は、事業者の事業全体で判定するのではなく、個々の取引ごとに判定します。例えば、理・美容院で顧客に化粧品等を販売する場合には、理・美容院の本来業務はサービス業等として第5種事業に該当しますが、化粧品等の販売は第2種事業に該当します。この場合には第2種事業と第5種事業の兼業となります。

▼ 食品小売業者が仕入れた食材を商品としてそのまま販売する場合は第2種事業(販売の相手先が事業者(官公庁を含む)である場合には第5種事業に該当します)です。

▼ 衣料品小売業者が行う仕立販売は第3種事業に、サイズ直し等は第5種事業に該当します。

▼ デザインやIT関連業務等を

第1種事業、以下同じです。)に該当します。

▼ 食品小売業者が仕入れた食材を用いて、自己において弁当や惣菜を製造して販売する事業、あるいは、豆腐屋、和菓子屋、ケーキ屋等で自家製の商品販売する事業は、製造小売業として第3種事業に該当します。

▼ 小売業者等の仕入商品等を梱包していた段ボール等の売却は、仕入商品等の販売に係る事業と同じ区分とすることが認められます。

▼ 販売業者が、販売した商品の修理を行う事業や商品の販売に伴う取付工事等は、第5種事業に該当します。

### Ⅷ 簡易課税による控除税額計算におけるみなし仕入率の取扱い

簡易課税制度を適用した場合の控除税額の計算(前記Ⅴの2計算手順(手順3)による仕入れに係る消費税額の計算)は、同(手順2)により税率の異なることに計算して合計した「売上げに係る消費税額A」(「貸倒れ回収に係る消費税額」がある場合はこれを加算し、売上げ対価の返還等に係る税額がある場合はこれを控除した額)に、みなし仕入率(前記Ⅶの表に掲げる率)を掛けて計算します。

なお、事業内容に応じて適用するみなし仕入率は以下のとおりとなりますが、これらの複数の計算方法が同時に適用できる場合には、最も有利な計算方法を選択することができます。

企業から請け負う、いわゆる「フリーランス」等とよばれる者が行なう対事業者向けサービスは、第5種事業に該当します。

▼ 大工事業者等が他の工事業者の下請として人的役割の提供を行う事業は、第4種事業に該当します。

▼ 飲食店における店内飲食サービス(注文を受けての出前も含む)は第4種事業に、仕入れた食材を使ってテイクアウト用の弁当等を自店にて製造・販売する場合は第3種事業に該当します。

(注) 適用される税率は、「店内飲食」は外食なので10%、「出前」と「テイクアウト」は飲食料品の販売なので8%となります。

▼ 飲食店や民宿等で持帰りの商品を仕入れて販売する事業は、第2種事業に該当します。

▼ 「物品賃貸業」は、日本標準産業分類の大分類の区分では「K不動産業、物品賃貸業」として不動産業と同一業種に区分されていますが、第6種事業(不動産業)ではなく第5種事業(サービス業等)に該当します。

▼ 自己の事業用に使用していた固定資産の売却は、第4種事業となります。

### Ⅸ 「2割特例」の概要

インボイス制度を機に、免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者となられた方については、仕入税額控除の金額を「売上げに係る消費税額に80%を掛けた金額」(特別控除税額)とすることができます(以下「2割特例」といいます)。

したがって、納付すべき消費税額は、売上げに係る消費税額の20%(2割)となります。

また、実際の課税仕入れ等に係る消費税額を計算する必要はありませんが、課税売上げについては、税率

の異なるごとに区分して集計する必要があるとあります。

1 2割特例を適用できる方

2割特例は、免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になられた方が対象です。したがって、次の①④のいずれかに該当する個人事業者の課税期間は、インボイス発行事業者の登録と関係なく課税事業者となっていますので、2割特例を適用することはできません。

① 基準期間(令和5年分)又は特定期間(令和6年1月1日から6月30日までの期間)の課税売上げが1000万円を超える方

② 調整対象固定資産や高額特定資産を取得して一般課税で仕入税額控除を行った方

③ 相続があったことにより課税事業者となった方

④ 「消費税課税期間特例選択届出書」の提出により、課税期間を一月又は三月に短縮している方

2 令和6年分で2割特例を適用できなかった方

例えば、免税事業者からインボイス発行事業者となった方で、令和4年分の課税売上げが1000万円を超えていた方は、令和6年分について2割特例の適用はできません。ただし、2割特例の適用可否は課税期間ごとに判断しますので、このような方でも、基準期間である令和5年分の課税売上げが1000万円以下である場合には、令和7年分の申告については、原則として、2割特例の適用を受けることができます。

3 2割特例を適用する事業者の確定申告書類

申告書第一表「消費税及び地方消費税の確定申告書」令和5年10月1日以後終了課税期間分(一般用又は簡易課税用)「及び申告書第二表課税標準額等の内訳書」を使用して申告し、次の書類を併せて提出します。

なお、申告書第一表については、簡易課税制度を選択されている方は簡易課税用を、同制度を選択されていない方は一般用を提出してください。

○ 付表6 税率別消費税額計算表(小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置を適用する課税期間用)【通常版又は簡易版】

※ 付表6には、各欄の計算方法や転記についてフローチャートで示した【簡易版】が用意されていますので、これを使うと便利です。なお、貸倒れ等や貸倒れの回収がある場合には【簡易版】ではなく【通常版】を使用します。

※ 旧税率(3%、4%又は6%)が適用された売上げがある場合には、付表6を使用せずに、付表4-1、付表4-2、付表5-1及び付表5-2を使用します。

4 2割特例の選択手続

2割特例は、一般課税又は簡易課税のどちらを選択している場合も、事前の届出なしに、2割特例の適用を受ける旨を申告書に付記することによって適用できます。詳しくは、国税庁パンフレット「2割特例用消費税及び地方消費税の確定申告の手引き(個人事業者・法人共通)」のP6~7を参照してください。

なお、2割特例を適用し(又は適用せずに)、消費税の申告を行った場合には、その後、その申告について修正申告や更正の請求により、2割特例を適用しないこととする(又は適用すること)はできません。

5 2割特例よりも一般課税又は簡易課税が有利な場合

免税事業者からインボイス発行事業者になった方が消費税の申告をする場合、おおよそ2割特例を適用した方が有利になると考えられますが、次のような場合には、2割特例を適用すると不利になることもありますので、十分注意してください。

イ 多額の設備投資などがあり、仕入れ等に係る消費税額が売上げに係る消費税額を上回る場合、一般課

税であれば還付を受けることができず、簡易課税や2割特例を適用している場合には、通常、還付税額が生じることはありませんので、その点を踏まえて申告方法を検討する必要があります。

ロ 一般的に、卸売業を営む方が簡易課税を適用して申告する場合、みなし仕入率90%を適用して消費税の計算を行いますので、簡易課税を適用した方が2割特例を適用するよりも消費税の納付額が少なくなりやすくなります。

6 2割特例適用後の簡易課税の選択

令和7年分について2割特例により申告をした方でも、令和6年分の課税売上げが1000万円を超えている場合には、令和8年分については2割特例を適用できないこととなります。

このような方が、令和8年分について簡易課税制度の適用を受けたい場合には、令和8年中に「消費税簡易課税制度選択届出書(令和8年分)」から簡易課税制度の適用を受ける旨を記載したものを提出すれば、令和8年分から簡易課税制度の適用を受けることができます。

簡易課税制度を適用して申告する場合には、2割特例とは異なり、申告時の選択ではなく事前の届出が必要となりますので、注意ください。

※ 令和7年12月19日に政府与党によって決定された「令和8年度税制改正大綱」では、2割特例から簡易課税制度への移行措置について改正が行われることとされています。

すなわち、令和7年分について2割特例で申告した方が、令和8年分について簡易課税制度の適用を受けようとする場合には、令和8年分の確定申告期限までに「消費税簡易課税制度選択届出書(令和8年分)」から簡易課税制度の適用を受ける旨を記載したものを提出すれば、令和8年分から簡易課税制度の適用を受けることができます。

# 続 傍流の正論 税相を斬る

■弁護士・税理士 品川 芳宣

77

国税通則法23条2項1号は、納税申告書を提出した者が、「その申告、更正又は決定に係る課税標準等又は税額等の計算の基礎となった事実に関する訴え」についての判決(判決と同一の効力を有する和解その他の行為を含む)により、その事実が当該計算の基礎としたところと異なることが確定したとき」は、更正の請求をすることができると旨定めている。これは、後発的事由に基づく更正の請求を認め、国に不当利得が生じないようにしていることに他ならない。

ところが、法人税基本通達2-2-16は、「当該事業年度(△略△)においてその収益の額を益金の額に算入した資産の販売又は譲渡・役務の提供その他の取引について当該事業年度において契約の解除又は取消し、値引き、返品等の事実が生じた場合でも、これらの事実に基づいて「生じた損失の額は、当該事業年度の損金の額に算入するのであるから留意する。」と定め、後発的事項に基づく更正の請求を否定している。この点につき、国税庁の担当者は、「法人税における課税所得の計算は、いわゆる「継続企業の原則」に従っているからである」と説明している。

かくして、破産手続において破産債権が確定した納税者が過年度損失に係る更正の請求を行い、税務署長が前記通達を盾に更正をすべき理由がない旨の処分を行い、当該処分の適否が争われたことがあった。控訴審の大阪高裁平成30年10月19日判決は、次のように判示して、その処分を取り消した。

「前期損益修正の処理を規定する企業会計原則や過年度遡及会計基準を含む企業会計基準は、企業の経済的活動が半永久的に営まれ、倒産しない上の仮定(継続企業の公準)が成り立つことを前提とする考え方に基づくものといふべきである。△中略△しかし、破産会社は、破産手続が終了するまで存続するに過ぎないから

(破産法35)、破産会社については上記仮定が成り立たず、継続企業の公準が妥当しないことが明らかである。」

ところが、最高裁令和2年7月2日判決は、次の通り判示して、原判決を取り消し、その処分を適法と認めた。

「同法(編注II法人税法)及びその関係法令においては、法人が受領した制限超過利息等を益金の額に算入して法人税の申告をし、その後事業年度に当該制限超過利息等についての不当利得返還請求権に係る破産債権が破産手続により確定した場合に前期損益修正と異なる取扱いを許容する特別の規定は見当たらず、また、企業会計上も、上記の場合に過年度の収益を減額させる計算をすることが公正妥当な会計慣行として確立していることとはうかがわれないことからすると、法人税法が上記の場合について上記原則に対する例外を許容しているものと解することはできない。このことは、上記不当利得返還請求権に係る破産債権の一部ないし全部につき配当がされ、また、当該法人が現に遡って決算を修正する処理をしたとしても異なるものではない。」

## 最判に疑義② 継続企業の原則

しかし、このような最高裁判決には、次のような疑義がある。一つは、同判決は、本件のような不当利得返還に関し、法人税法上特段の定めがない旨判示するか、当該特段の規定がなければ原則規定の国税通則法23条2項の規定に基づいて更正の請求を許容されるべきである。にもかかわらず、法人税基本通達で定めた前期損益修正の規定に基づいて、国税通則法の規定を覆すのは本末転倒と言える。また、日頃、最高裁は、「通達は法令でない」と蔑視するが、そのことも矛盾する。

また、最高裁判決は、企業会計上の公正処理基準である継続性の原則を重視するが、法人税法22条4項は、「…別段の定めがあるものを除き、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算されるものとする。」と定めているものであって、本件のような「特段の定め」たる国税通則法23条2項の規定があるのであるから、その規定が優先して適用されるべきものと考えられる。

入対応費用なのか、それとも②期間対応費用なのかを検討して、これらに該当しなければ必要経費ではないのですから、それは家事費又は家事関連費であるということになります。

個人事業者に対して、その費用を必要経費に算入した理由を尋ねると、「業務に関係しているから」との応答を得ることは少なくありません。では、どのような証拠に基づけばこのような応答ができるのでしょうか。例えば、知人に対する飲食代を接待交際費として処理し、必要経費に算入しようとするならば、知人は取引先であるのか、その飲食代の支払先が取引先であるのか、そこで飲食することは業務と直接の関係性を有するのか、知人とその飲食を共にしなければ又はそこで飲食しなければ業務を遂行することができなかったのかなど事実関係を証拠に基づいて整理できなければなりません。必要経費が、通常必要なものとして客観的に認識できるものでなければならぬ以上、客観的な証拠をもって立証できなければ、その接待交際費の必要経費該当性は認められないものと考えます。

なお、必要経費の立証責任は、原則的に課税庁が負うと解されていますから(大阪地判昭48.9.6ほか多数)、課税庁がある費用を否認しようとするならば、税務調査を通じてその費用が必要経費に該当しないという証拠(一家事費と認定するための証拠)を収集保全しなければなりません。例えば、領収証を提示したとしても、それだけでは判然としなかったりすると、具体的な説明を求めるなどしてあなたの申述を証拠とします。それが曖昧な回答であった場合、それを根拠にその費用を否認するといったこともありますので注意を要します。

### 必要経費該当性 客観的な証拠で立証を

曖昧な回答等を根拠に否認されることも

## 必要経費を考える

所得税 基本講座

■税理士 日高 大開

17

### 必要経費該当性の検討(1)

ある費用が必要経費に当たるか否かを検討するに当たっては、必要経費該当性からその要件を満たしていないとする手法と、もう一つは、その費用が家事費である、又は業務の遂行上必要な部分を明らかにできない家事関連費であるとする手法が考えられます。このように、必要経費該当性と家事関連費等該当性の双方からアプローチすることにより、両者の境界を線引きし、いずれの領域に属する費用であるのかを判定するというプロセスを経ることでより確実に選別することができます。

各費用は、個人事業者の取捨選択によって各科目に振り分けられます。ですから、その振り分けられた科目に頼って必要経費該当性を見極めるのは適切ではありません。例えば、ある費用を接待交際費として処理しようとした場合、その費用が接待交際費であるのかどうかを判定するというのが必要経費該当性の検討だとしたらそれは誤りです。その費用が、なぜその科目に振り分けられるのかではなく、その費用は必要経費であるのかという視点で振り分けられるべきだからです。いわゆる灰色の費用の判定に当たっては、こうした検討が特に重要になります。つまり、科目の振り分けに当たっては、その費用が、①収

## 企業の発展と社会の繁栄に 貢献する経営者の団体「法人会」

- 東京で約11万社、全国では約70万社が加入しています。
- 税制改正に関する提言活動を行っています。
- 租税教育活動・税の啓発活動を行っています。
- ビジネスにも役立つ各種サービスを提供しています。
- 地域に密着した社会貢献活動を展開しています。

## 従業員の退職金準備に 「東法連特定退職金共済制度」

- 都内の約4,500社、約35,000人が加入しています。
- 優秀な人材の確保・定着化、勤労意欲の向上に役立ちます。
- 掛金は従業員1人につき月額1口1,000円から30口30,000円まで任意に設定でき、計画的に退職金を準備できます。
- 掛金は全額損金または必要経費に算入できます。
- 従業員数や資本金額にかかわらず加入できます。



一般社団法人 東京法人会連合会

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階

TEL03-3357-0771

https://www.tohoren.or.jp



TKK 公益財団法人 東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階

TEL03-3357-1641

https://www.tohoren-tokutaikyo.or.jp



# 裁決事例集

273

## 裁決のポイント

請求人が売却した車両(いわゆるスーパーカー)は「使用又は期間の経過により減価する資産」に該当する

原処分庁が、審査請求人が売却した車両は「使用又は期間の経過により減価する資産」であるから譲渡所得が生じているとして所得税等の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分をした。それに対し、請求人が、当該車両は「使用又は期間の経過により減価する資産」に該当しないと主張し、原処分庁の全部の取消しを求めた。国税不服審判所は、当該車両の価値が、その属する類型の資産に求められる本来的な目的・効用とは異なる面に置かれていることが社会通念上確立しているといえるような例外的な場合には該当しないから、当該車両は「使用又は期間の経過により減価する資産」に該当するとして、処分は適法であると(令和7年6月24日付、公表裁決)

## 基礎事実等

請求人は、平成4年10月17日、A社から、車両(平成3年式。本件車両。本件車両と同種のもの(本件同種車両)を1億3000万円で購入。令和元年10月1日、B社に対し、本件車両を〇〇〇〇円(本件売却)で売却した(本件売却)。

請求人は、本件車両について、道路運送車両法の規定による登録の申請をしておらず、自動車登録番号標の交付を受けていなかった。

本件車両が不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務の用に供されていた期間はない。

本件車両は、令和3年にC国に所在す

# 請求人が売却した「スーパーカー」は「使用又は期間の経過により減価する資産」に該当

編集部編

世界的なオークション会社であるD社が米国で開催したオークションに出品されているところ、本件車両の説明文では、本件同種車両の特長として、平成2年の発売から平成4年の生産終了までの総生産台数は53台であること及び高性能のエンジンを搭載し、レーシングカーとしての機能をもって公道を走行できることが掲げられている。

本件同種車両の発売当時の価格は50万英国ポンド(米国ドル換算で約98万2477ドル、円換算で1億2655万円)であり、近年までのD社等のオークションにおける本件同種車両の落札価格(円換算額)の推移は表のとおり。

請求人は、令和元年分の所得税及び復興特別所得税について、確定申告書を法定申告期限までに提出した。なお、確定申告書において、本件売却に係る譲渡所得に関する記載はなかった。

原処分庁は、原処分庁所属の調査担当職員の調査に基づき、令和5年12月27日付で、本件売却に係る譲渡所得の金額を算定し、令和元年分の所得税等の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分をした。

争点は、本件車両は、所得税法第38条(譲渡所得の金額の計算上控除する取得費)第2項に規定する「使用又は期間の経過により減価する資産」に該当するかどうか。

## 請求人の主張

①本件車両は、請求人が専ら観賞用に

本件同種車両の落札価格の推移

落札年月日	円換算額
平成26年9月8日	37,248,120円
29年9月9日	38,474,536円
令和3年8月14日	210,150,150円
4年8月18日	186,175,800円
4年8月20日	173,113,700円
4年11月5日	161,250,225円
5年3月4日	173,609,000円
6年8月16日	135,260,910円

取得し、メンテナンスをせずに製造当時の状態のまま保管していたことなどから、自動車の本来の効用を果たさなかったことが客観的に明らかであること、②本件車両は、希少価値を有し、かつ、代替性のないものであること及び③本件車両のようなスーパーカーはその希少性に基づく価格がその価値として定着し、著しく高い価格で取引されることが社会通念化していることから、本件車両は、所得税法第38条第2項に規定する「使用又は期間の経過により減価する資産」に該当しない。

## 審判所の判断

①車両の機能は、経年や使用によって一般的・典型的に通減すること、②本件車両の価格は、その希少性だけでなく、搭載するエンジンや走行性能といった自動車本来の機能にも価値が置かれて形成されていることは明らかであること及び③本件車両は製造から28年程度しか経過しておらず、近年までのオークションにおける本件同種車両の落札価格の推移によれば、円換算額ベースにおいて、平成26年においては発売時の価格の0.3倍程度の価格であったところ、同年から令和3年にかけてその5倍程度の価格に高騰した後、令和6年にはその0.6倍程度の価格へ値下がりしているのだから、本件同種車両の今後の価格推移についてはいまだ不確定な面があるといわざるを得ない。

これらのことからすると、鑑賞以外の実用的な目的又は機能が想定される本件車両が、「骨とう」に類するといえる程度の長期間を経てもなお確立した高い価値を維持しているような場合に当たると解することはできず、その価値が、当該類型の資産に求められる本来的な目的・効用とは異なる面に置かれていることが社会通念上確立しているといえるような例外的な場合には該当しないから、本件車両は「使用又は期間の経過により減価する資産」に該当する。

# 注目の二冊

相続税法基本通達逐条解説 (令和8年版)

甲斐 裕也 編

相続税の一般的、基本的な解釈基準を定め、相続税実務・理論の両面で重要な指針となる相続税法基本通達の全項目について、裁判例・裁決例や設例・計算例を交えながら逐条的に分かり易く解説した本書。

第1章の「総則」から始まり、第2章「課税価格、税率及び控除」、第3章「財産の評価」、第4章「申告及び納付」、第5章「更正及び決定」、第6章「延納及び物納」、第7章「雑則」で構成。前号版(令和6年2月刊)以降の改正事項等を織り込み全面的に改訂。参考として、財産評価基本通達(全文)と財産評価基本通達関係主要個別通達に加え、質疑応答事例や、配偶者短期居住権の相続税の課税関係、「扶養義務者(父母や祖父母)から「生活費」又は「教育費」の贈与を受けた場合の贈与税に関するQ&A」について(情報)(抜粋)、相続税法における旧民法第900条第4号ただし書前段の取扱いについて(平成25年9月4日付最高裁判所の決定を受けた対応)、新たな公益信託制度等を収録。A5判、1204ページ。定価5830円(税込み)。

申し込みは、(一財)大蔵財務協会販売局(TEL03-38829-4141、FAX03-38829-4001)。



もっと自由に もっと楽しく 日々を彩り 暮らしをデザインする

豊島 TOYOSHIMA ライフスタイル提案商社 www.toyoshima.co.jp

# MARUTA

新しい物流サービスを創造していく servise creation

## 丸太運輸株式会社

代表取締役社長 高村 重好

### マルタスカイワーク

高所作業車のレンタルは、マルタスカイワークにお任せください。

〒467-0856 愛知県名古屋瑞穂区新開町22番20号

TEL (052) 872-3311 FAX (052) 871-1531 URL http://maruta.co.jp

名古屋市南区加福本通2丁目19番地 TEL. 052-611-1151



LPガス、都市ガス、ガス器具、電気、ガスロバイブ製造販売、G.H.P.冷暖房空調システム販売、増改築リフォーム不動産、太陽光発電システム、燃料電池システム販売事業、「カリメラの水」宅配事業、アグリバイオエネルギー事業放線後等サービス「ハッピーテラス」事業、福祉用具レンタル&介護リフォーム事業 他

## 株式会社 マルエイ

代表取締役会長 澤田 栄一 代表取締役社長 澤田 正

本社：〒500-8152 岐阜市入舟町4-8-1 TEL：058-245-0101 http://www.maruei-gas.co.jp/

# 源泉所得税の不思議

■税理士 永田 金司 ⑤

## 後発的事由(税務調査)によって課税所得の範囲や手続きが変わる場合の配慮規定がないこと不思議

昔から税務行政の3本柱として、税務調査、相談、広報(指導を加えて4本柱ともいいます)が挙げられています。中でも、税務調査は最大の主業務といえます。

個人所得税の調査対象者も日本居住者はもちろん、税の国際化に伴って非居住者に対しても積極的に調査対象と

か、すなわち後発的事由による調整規定があっても良いのでは。徴収義務者は月々の源泉徴収不足額が生じますと、源泉徴収義務者の責めに帰す事由がないとは判断されず、不納付加算税賦課を受けることとなります。

【例示2】居住者認定を受け、分離課税対象であった所得が総合課税対象となり「財産債務調書」の提出義務者となると、加算税5%が加重される

非居住者が居住者とされ、当事者が株主となっている会社の株式総数の3%以上所有していると、当該株式に係る配当金は分離課税を選択していたとしても総合課税対象配当所得となります。その結果、所得金額が2000万円を超え、当該有価証券の評価額が1億円以上ですと、「財産債務調書」の提出義務者に該当します。しかし、当該調書も当然未提出者なので、過少申告加算税5%の加重対象となります。

これは申告漏れではなく、課税方法

## なぜ、居住者認定で「財産債務調書」提出義務者となると5%の加重税?

なっている模様です。

非居住者が税務調査の結果、居住者と認定され、更正(修正、期限後申告を含む)がありますと、追加納税のみならず、様々な税務処理が追加的に発生します。以下、例で説明していきます。

【例示1】非居住者が居住者と認定されると給与所得者に係る扶養控除等(異動)申告書未提出者となる

非居住者が居住者とされると、給与所得に係る扶養控除等申告書は毎年、最初に給与の支払を受ける日の前日までに提出することとなっています。としますと、税額表月額の乙欄適用者となり、今まで給与支払額の20.42%で源泉徴収していた税額に不足額が生じることとなります。不足が生じますと「過納税還付請求」の対象となります。その上で、年末調整もしくは確定申告で精算することとなります。

結果、年末調整もしくは確定申告で精算するのであるから、月々の税額調整を省略することが可能とならないの

の変更からくるものですので、後発的事由による調整規定がないことが不思議です。

【例示3】租税条規定の短期滞在者免税規定対象者が滞在日数183日を超えた場合の不納付加算税の賦課可否

短期滞在者の滞在日数の計算は、居住の計算と違い入国初日算入、出国の日も算入します。また、183日の計算も租税条約によって暦年(課税期間)なのか、もしくは入国時に遡ってなのか。183日超過しますと全日数に対して本国からの支給給与に対し改めて20.42%の源泉徴収をして納付することとなります。

これについての、事後的な配慮規定として不納付加算税の免除の明示の規定がないこと不思議です。

富永賢一著「国際源泉の税務」(大蔵財務協会刊)216頁にも、当初の免税扱いが正当で、後発的事由による課税なので正当な理由があると扱われてしかるべきとの記述があります。実務上同様な取扱いをしているなら、事務運営指針の中で具体的に記述することも必要かと、不思議です。

【基礎控除等の物価に連動した引上げルールの整備】近年の物価高に対応し、物価上昇に連動して基礎控除と給与所得控除の最低保障額を2年ごとに引き上げる仕組みを創設する。令和8年度改正では5年10月から7年10月までの2年間で(6、7年分)の消費者物価指数(総合)の上昇率を踏

まえて、基礎控除の本則部分の改正で現行の控除額58万円に6年の上昇率(2.6%)と7年の上昇率(3.3%)を乗じて求めた62万円(端数は万円単位とする)を8、9年の控除額とする。合計所得金額が2350万円(給与収入で2545万円)以下の人に適用する。給与所得控除の最低保障額も同様の計算で4万円引き上げて69万円とする。

## 所得税の課税最低限が178万円に基礎控除等は物価に連動して引上げへ

源泉徴収義務者の負担等に配慮し、見直し初年は年末調整で対応する。【基礎控除等の引上げ】物価に連動した引上げとは別に、合計所得金額489万円(給与収入で665万円)以下の人を対象に、7年度税制改正で創設された基礎控除の特例による加算額を、給与収入2000万円以下の人(現行37万円)で5万円、同2000万円超475万円以下の人(現行30万円)で12万円、同475万円超665万円以下の人(現行10万円)で32万円それぞれ上乗せし、同66

5万円以下の人と同加算を等しく42万円とする。また、新たに給与所得控除の最低保障額の特例を創設し、給与所得控除の最低保障額を別途5万円引き上げる。これらによって所得税の課税最低限は8年分から現行より18万円高い178万円となる。個人住民税所得割の課税最低限は給与所得控除の引上げ(本則、特例)のみ反映され、9年度分から現行より9万円高い119万円となる。

【ひとり親控除の拡充】ひとり親控除について、ひとり親の子育てに係る負担の状況を踏まえて、所得税で現行の35万円を38万円に、個人住民税で現行の30万円を33万円にそれぞれ引き上げる。9年分の所得税、10年度分の個人住民税から適用する。

# TAX ナンバープレイス

太線で区切られた3×3の9マスには1~9の数字がそれぞれ1つずつ入ります。タテやヨコの9マスの列にも1~9の数字がそれぞれ1つずつ入ります。アルファベットのマスに入る数字を並べると、令和5年度の査察における処理件数に対する告発件数の割合になります。

答え =  ,  %

ナンプレの予想難易度: 10

5			7	B	4
	3	C	A	2	8
		6		1	3
9			6	4	
	4	2			9
			3	9	
	6		8		3
	1		7		2
	9		2		5

### 応募方法

正解された方に抽選で弊会の新刊本をプレゼントいたします。パズルの答え、住所、氏名、年齢、職業、本紙への意見等をお書きの上、下記のメールアドレスにお送りください。

✉ [quiz@zaikyo.or.jp](mailto:quiz@zaikyo.or.jp)

当選者の発表は、発送をもって代えさせていただきます。

<締め切り> 2月8日(日)

前回の答え **154** 件

# いちい信用金庫

本店 / 一宮市若竹3丁目2番2号  
TEL (0586) 75-6201  
<https://www.shinkin.co.jp/ichii/>

## 税務の申告と相談は 上坂会計

税理士法人 上坂 朋宏 税理士 片川 長州  
税理士 倉田 一寿 行政書士

今立事務所 〒915-0256 福井県越前市赤坂町4号1番地  
TEL(0778)43-1177(代) FAX(0778)43-1176  
福井事務所 〒918-8025 福井県福井市江守中2丁目1312  
TEL(0776)33-1117(代) FAX(0776)36-8245  
小浜事務所 〒917-0069 福井県小浜市小浜白鬚100  
TEL(0770)64-5893(代) FAX(0770)64-5968

# キャッシュレス納付推進で意見交換会

## 宇都宮署 栃木県内の51団体が出席



宇都宮税務署(能勢 幸治署長)はこのほど、宇都宮市文化会館で栃木県内の自治体、税務署、金融機関、関係民間団体の計51団体出席した栃木県キャッシュレス納付推進宣言を意味するものにする必要がある。デジタル化推進は地域の経済発展、社会貢献にもつながる。スピード感をもって進めていきたい」とあいさつ。続いて、日本銀行から国庫金のキャッシュレス納付のメリット等について、宇都宮署と宇都宮市から同納

行から国庫金のキャッシュレス納付のメリット等について、宇都宮署と宇都宮市から同納付利用拡大への取組みがそれぞれ紹介された。その後、意見交換の場が設けられ、同推進決のため施策・アイデアを出し合った写真。

## 女性部会が50周年の式典

福山人会

広島・公益社団法人福山人会女性部会(内海由子部会長)はこのほど、福山市の福山ニューキャッスルホテルで「創立50周年記念式典」を開催した写真。

当日は役員や部会員をはじめ、来賓として枝広直幹福山市長や菊池浩文福山税務署長、小丸成洋福山商工会議所会頭らが出席し、50年の節目を祝った。式典では、内海部会長が関係者に感謝の意を伝えた後、枝広市長ら来賓が祝辞を述べた。また、長年にわた



り納税道義の高揚に大きく貢献したとして、菊池署長から内海部会長へ感謝状が贈呈された。同部会では租税教育活動の一環として、平成13年に初めて実施した「税に関する絵はがきコンクール」が今では全国の法人会が取り

組む主要事業のひとつとして広がり、今年度も福山署管内の全64小学校から3300点余りの応募が寄せられている。

小学生の税の書道展を開催 武蔵府中青申会

武蔵府中青申会(相原博会長)はこのほど、日本の文化である書道を通じて、税に対する理解を深めてもらう租税教育の取り組みとして、第12回「小学生の税の書道展」を3市で開催した。狛江市立西河原公民館には、狛江市内の小

武蔵府中ル・シーニユには、府中市内の小学校から4036点の作品が出品され、753点の作品が入選した。

調布市文化会館たづくりには、調布市内の小学校から645点の作品が出品され、189点の作品が入選した。

各市で2日間開催された展示会には、多数が来場し写真、日曜日には表彰式を開催し、受賞した児童と家族に賞状の授与や記念写真の撮影が行われた。

武蔵府中青申会(相原博会長)はこのほど、日本の文化である書道を通じて、税に対する理解を深めてもらう租税教育の取り組みとして、第12回「小学生の税の書道展」を3市で開催した。狛江市内の小

武蔵府中ル・シーニユには、府中市内の小学校から4036点の作品が出品され、753点の作品が入選した。

## デジタル化の研修会開く

札幌中法人会女性部会 講師に紫垣副署長

公益社団法人札幌中法人会女性部会(戸澤 裕美部会長)はこのほど、札幌中税務署の紫垣知里副署長を講師に招き、「デジタル化を取り入れて目指せ!働き方改革」と題し研修会を開いた写真。

紫垣副署長は、「デジタル化は単に事務効率のためだけでなく、経営の仕組みを変える。強いては働き方改革に繋がる。電子申告、インボイス、キャッシュレス、電子帳簿の手続きは、企業の働き方に変化を及ぼすことも

は内部の様々な事務で電子化が進んでいること、また、将来的には外部事務にもより多く活用が予定されていると説明した。研修後には、「デジタル化」という単なる技術の導入など難しいものと考えていたが、取り入れる事で、考え方や経営の仕組みを変えることになる。働き方改革に繋がること、分りました」と、時代の変化に伴いデジタル化は重要ですね」との声があがった。

高校生と意見交換 札幌南法人会 女性部会

公益社団法人札幌南法人会女性部会(上田 美千子部会長)はこのほど、札幌市立藻岩高等学校の生徒とSDG Sの研修会・意見交換会を開催した写真。

富山青色申告会(田 畑彰会長)はこのほど、富山商工会議所ビル内において、「令和7年度年末調整事務説明会」を開催し、約100人が参加した。

講師は庄司静香富山税務署法人課税調査官が務め、「令和7年度分税制改正に対応した年末調整事務説明会」と題して1時間半にわたり説明会を実施した写真。

令和7年度の年末調整は「基礎控除」や「給与所得控除」の見直し等、例年に比べて税制改正が多岐にわたって

おり、受講者は熱心に聞いていた。同会では令和6年度より「青色学校」として年間を通して、説明会や個別相談会を実施。今後も「青色学校」を継続し、会員の記帳水準の向上と税知識の周知・広報に努める予定。

各団体PRブースでは、リーフレットの配布やイータ君らが登場し、来場者にアピールした。お昼休みには、スポーツMVCの中村博和氏との掛け合いによる租税教室も行われた。

各団体PRブースでは、リーフレットの配布やイータ君らが登場し、来場者にアピールした。お昼休みには、スポーツMVCの中村博和氏との掛け合いによる租税教室も行われた。

ご贈答に、「ビール共通券・清酒券」どの銘柄とも交換できる

全酒協のビール共通券・清酒券のお買い求め、お引き換えはこのステッカーの酒販店をはじめ全国の酒類販売店で。

こんな時に「ビール共通券・清酒券」を!

贈答品 「香典返し」「内祝い」等に

プレゼント 「就職祝い」「退職祝い」等に

景品 「ゴルフ大会の景品」等に

全酒協発行のビール共通券・清酒券は、「有効期限」が設定されておりますので、お早めに商品との交換をお願いいたします。【※有効期限:2031年3月31日】

登録番号関東財務局長 第00090号/一般社団法人 日本資金決済業協会会員 第00082号 〒153-8640 東京都目黒区中目黒 2-1-27 tel.03-3714-0177 http://www.zensyukyo.or.jp

飲酒は20歳になってから。お酒はおいしく適量を。飲酒運転は絶対にやめましょう。妊娠中や授乳期の飲酒は、胎児・乳児の発育に悪影響を与えるおそれがあります。